### お客様の口座開設時や取引時の確認事項等について

# ~改正「犯罪による収益移転防止に関する法律」 (平成28年10月1日施行)下でのお客さまの受入に関する方針~

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまと取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客さまの属性情報の取得・管理については、 犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成 書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。

具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。なお、お客さまが取引時確認に応じていただけない場合には、取引時確認にお客さまが応じるまでの当該取引をお断りします。

また、「反社会的勢力」、「資産凍結等経済制裁対象者」、「凍結口座対象者」に該当するお客様の口座開設につきましては、これをお断りするとともに、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとの取引が別紙の取引事例に該当すると判断した場合は、速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

なお、口座開設に際しましては、取引の確認作業のため一定期間の猶予をいただいて おりますので、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願いします。

#### 1. 対象取引

- ①預金口座の開設
- ②200万円を超える大口現金の受払いをする取引
- ③為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引
  - ――なお、上記の敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一つの取引を分割していることが一見して明らかなものは一つの取引とみなします。
- ▼ 上記取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。

#### 2. 特別の注意を要する取引

- ①マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
- ②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引
- ▼ 上記「1.」と同様

## 3. ハイリスク取引

- ①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引
- ②マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している 顧客との取引
- ③重要な公的地位にある者(外国 PEPs) との取引
- ▼ 上記「1.」と同様。なお、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。

## 【確認事項・確認方法一覧表】

	確認方法	
確認事項	通常の取引(上記1、2)	ハイリスク取引(上記3)
1. 本人特定事項 (個人) 氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店又は主たる 事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、個人ナンバーカード、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある公官庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した 書類 + 上記以外の本人確認書類
2. 取引を行う目的	自己申告	自己申告
3. 職業 (個人) 職業 (法人) 事業の内容	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など
4. 実質的支配者 (議決権の保有その他の 手段により当該法人を 支配する自然人(全ての 法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る 法人の場合)、登記事項証明書(資本 多数決の原則を採る法人以外の法人 の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
5. 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、 200万円を超える財 産の移転を伴う場合に 限る)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、 預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書など

▼上記の取引において把握したお客さまの属性情報については、当組合の「顧客情報管理規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき適切に管理します。

街のお役に、くらしの夢に

